

2020年7月15日

株主各位

東京都港区南青山二丁目27番25号
株式会社 P R T I M E S
代表取締役 山口拓己

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2020年7月14日開催の取締役会において、2020年8月5日（水曜日）をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を2020年8月4日（火曜日）と定めましたので公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の定めに基づき、2020年8月5日（水曜日）付をもって当社定款第6条に定める発行可能株式総数を20,000,000株から40,000,000株に変更することを併せて決議いたしましたのでお知らせいたします。

以上

お知らせ及びご注意

1. 株式分割後のご所有株式に関する案内は、2020年8月下旬頃にお届出のご住所にお送りする予定です。
2. 2020年8月5日付にて、株式分割により増加した株式数がお取引口座のある証券会社等又は特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
連絡先	東京都府中市日鋼町1-1 電話 0120-232-711（通話料無料）
郵送先	〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部